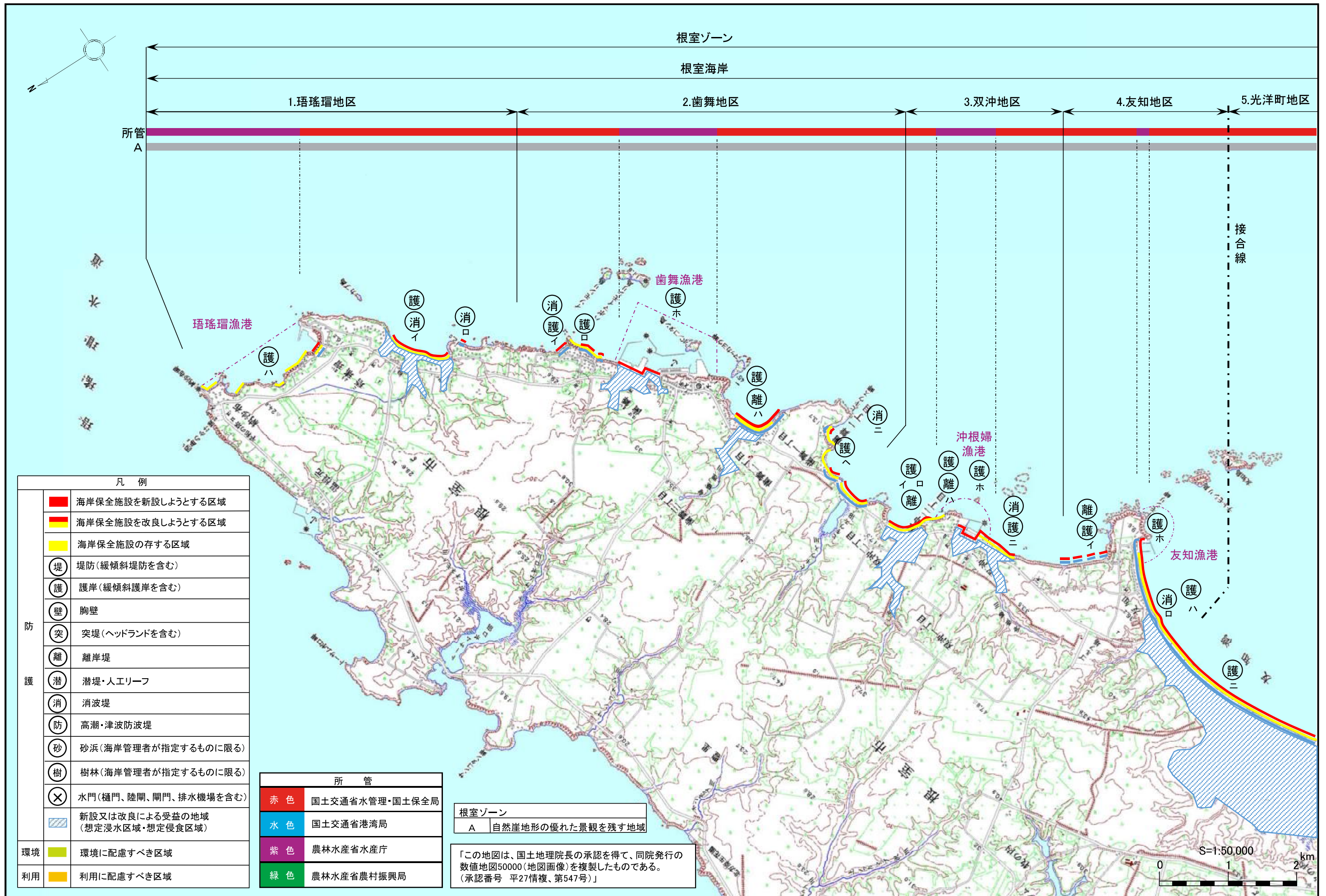


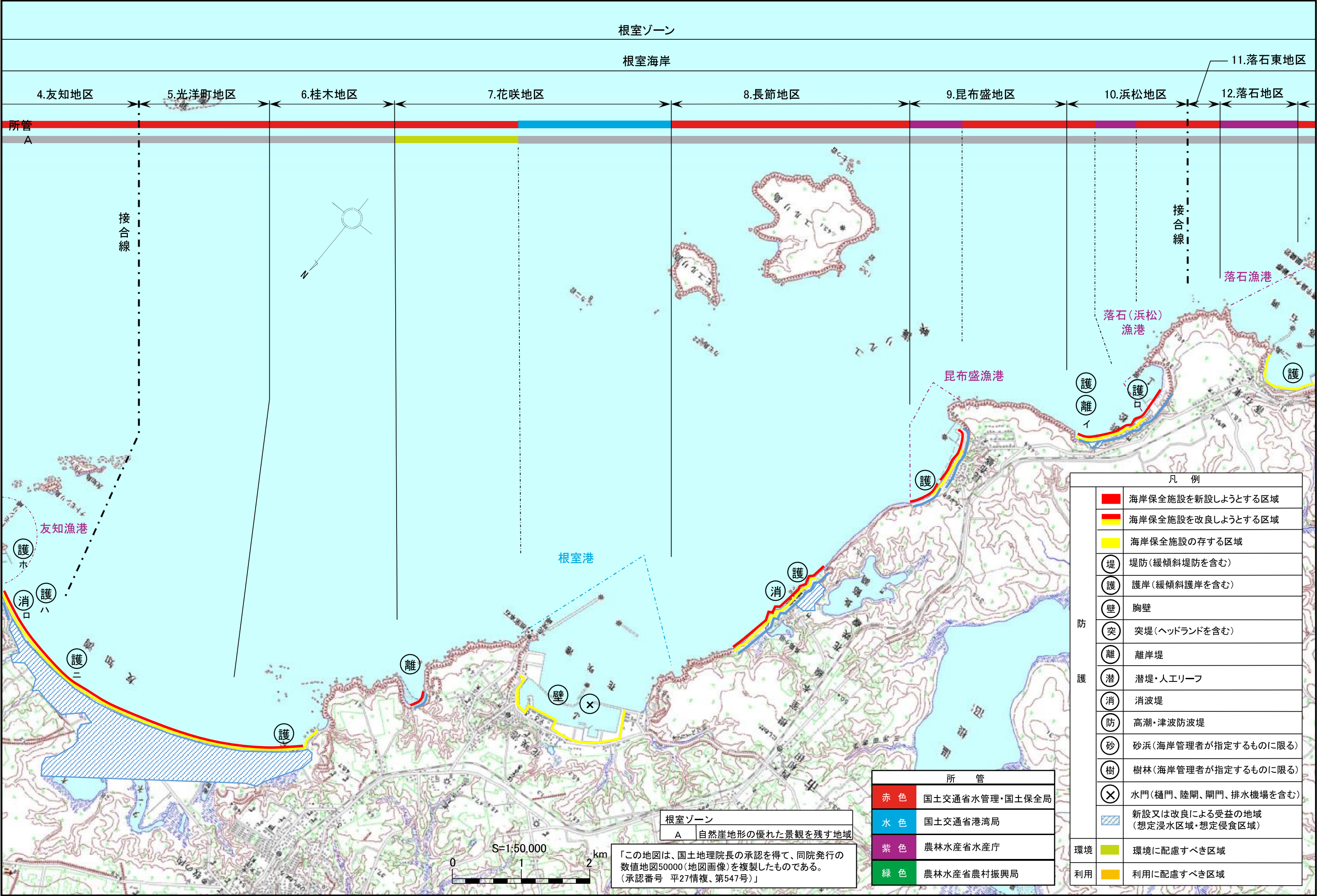
別紙5
表6.2.2 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（１）－１
十勝釧路沿岸 根室ゾーン

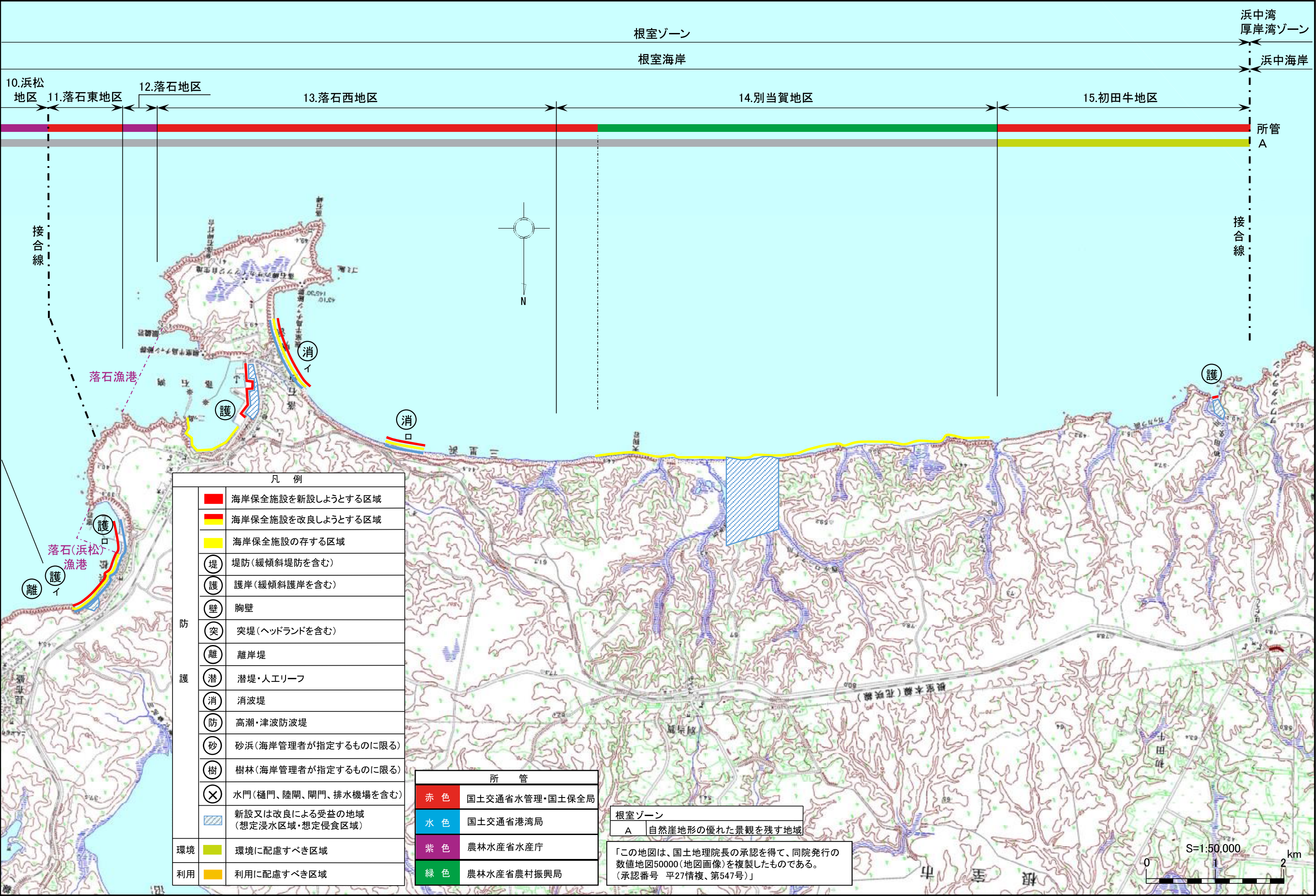
ゾーン 区分	課題				海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項													維持又は修繕の方法																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	図面番号	大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			番号	事項			市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省庁 区 分			区域番号	延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	地域		状況																																																																																																																																																																																																																																																																																															
																						下段()内は 設計津波水位																																																																																																																																																																																																																																																																																														
根室 ゾーン	1/3	防護	①	海岸保全施設の整備・維持	・桂木、別当賀で海岸侵食が進行している。 ・長節、浜松では、海岸背後の宅地を波浪から守る必要がある。 ・津波により背後集落が浸水する危険性がある。	・離岸堤、護岸(緩傾斜を含む)、消波堤(消波工を含む)の設置。	根室市	1	瑠瑠瑠	瑠瑠瑠3-47	水産庁	ハ	護岸	○	150	+3.0～+4.0	150	+4.0～+7.2 (+7.2)	根室市の一部	住宅地	・現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										瑠瑠瑠3-47	水産庁	ハ	護岸	－	183	+3.0～+4.0	183	+5.0～+6.0		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										瑠瑠瑠3-47	水産庁	ハ	消波堤	－	505	+3.0～+3.5	505	+3.0～+3.5		・現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										瑠瑠瑠2-181～瑠瑠瑠2-52	水管理・国土保全局	イ	護岸	◎	－	－	720	+4.0～+7.2 (+7.2)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										瑠瑠瑠2-181～瑠瑠瑠2-52	水管理・国土保全局	イ	消波堤	◎	－	－	720	+4.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										瑠瑠瑠2-181～瑠瑠瑠2-52	水管理・国土保全局	イ	突堤	－	10基240	+1.9～+3.4	10基240	+1.9～+3.4			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										瑠瑠瑠2-38～瑠瑠瑠2-40	水管理・国土保全局	ロ	消波堤	◎	－	－	100	+4.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
										2	歯舞	歯舞5-95～歯舞5-98	水管理・国土保全局	イ	消波堤	◎	－	－		200	+4.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
												歯舞5-24-4～歯舞5-153-3、 歯舞5-89～歯舞5-59	水管理・国土保全局	ロ	護岸	○	110	+2.2～+4.2		210	+4.2～+7.2 (+7.2)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																												
												歯舞5-8～歯舞4-75	水産庁	ホ	護岸	◎	－	－		730	+4.2～+7.2 (+7.2)	住宅地	・現在行っている漁港施設等のバトロール体制により適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
												歯舞1-7-1～歯舞2-77	水管理・国土保全局	ハ	護岸	○	400	+2.9～+3.9		400	+3.0～+7.2 (+7.2)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																												
												歯舞1-7-1～歯舞2-77	水管理・国土保全局	ハ	離岸堤	◎	－	－		400	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																													
								歯舞1-7-1～歯舞2-77	水管理・国土保全局			ハ	消波堤	－	600	+2.2～+4.0	600	+2.2～+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
								3	双沖	歯舞1-93～歯舞1-95	水管理・国土保全局	ニ	消波堤	○	100	+2.2～+4.0	100	+3.2～+4.0	住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										歯舞1-93～歯舞1-95	水管理・国土保全局	ニ	消波堤	－	200	+2.2～+4.0	200	+2.2～+4.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										歯舞1-48～歯舞1-36、 歯舞1-31～双沖2-148	水管理・国土保全局	ヘ	護岸	◎	－	－	270	+4.0～+7.2 (+7.2)	住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										歯舞1-48～歯舞1-36、 歯舞1-31～双沖2-148	水管理・国土保全局	ヘ	護岸	○	400	+2.9～+3.9	400	+3.9～+7.2 (+7.2)		・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										歯舞1-48～歯舞1-36、 歯舞1-31～双沖2-148	水管理・国土保全局	ヘ	突堤	－	1基30	+2.0	1基30	+2.0		・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																
										歯舞1-83～歯舞1-86	水管理・国土保全局	イ	離岸堤	◎	－	－	50	+2.0		住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時バトロール)により、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																															
								歯舞1-83～歯舞1-86	水管理・国土保全局	イ	護岸	－	300	+3.2～+3.6	300	+3.2～+3.6	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
1/3～2/3																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				

表6.2.2 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項（1）-2
十勝釧路沿岸 根室ゾーン

課題			海岸の保全に関する事項			海岸保全施設の整備に関する事項														
図面番号	大項目	小項目		現状の問題点	海岸保全の方向・施策	市町村名	区域					種類	新設「◎」 改良「○」 現況「－」	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況		維持又は修繕の方法
		番号	事項				地区番号	地区名	計画区域	所管省庁 区 分	区域番号			延長等	天端高(T.P.m)	延長等	天端高(T.P.m)	下段()内は 設計津波水位	地域	
1/3～2/3	防護	①	海岸保全施設の整備・維持	・桂木、別当賀で海岸侵食が進行している。	・離岸堤、護岸(緩傾斜を含む)、消波堤(消波工を含む)の設置。	根室市	5	光洋町	光洋町地先	水管理・国土保全局		護岸	○	2,090	+2.7～+3.1	2,090	+2.7～+3.1 (+6.4)	根室市の一部	農用地、住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
2/3							6	桂木	光洋町5～95～桂木110	水管理・国土保全局		護岸	○	2,900	+3.1～+4.5	2,900	+4.1～+6.4 (+6.4)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
							7	花咲	花咲212～桂木168 花咲港	水管理・国土保全局 港湾局		護岸	－	300	+3.1～+4.5	300	+3.1～+4.5		海食崖	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
							8	長節	長節32～長節158	水管理・国土保全局		護岸	○	1,500	+3.0～+3.4	1,500	+4.0～+4.2		港湾施設用地	・現在行っている港湾施設等のハトロールに加え、今後策定する長寿命化計画により点検・維持・修繕を行う。
												離岸堤	－	5基500	+1.9	5基500	+1.9		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
							9	昆布盛	昆布盛4～2～長節169、 昆布盛23～長節168-69	水産庁		護岸	◎	－	－	1,126	+4.2～+6.4 (+6.4)			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
												護岸	○	334	+3.0	334	+4.0～+6.4 (+6.4)		漁業生産用地、住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
												突堤	－	4基120	+2.0	4基120	+2.0		漁業生産用地、住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
												離岸堤	－	5基504	+2.2	5基504	+2.2			・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
2/3～3/3							10	浜松	浜松56～2～浜松9	水管理・国土保全局	イ	護岸	○	1,090	+4.3～+4.4	1,090	+4.2～+6.4 (+6.4)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
							突堤					－	2基120	+1.7	2基120	+1.7				
												離岸堤	◎	－	－	820	+2.0			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
												離岸堤	○	3基270	+2.2～+2.4	3基270	+3.2～+4.2			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
												消波堤	－	390	+3.2	390	+3.2			・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
												護岸	◎	－	－	470	+4.2～+6.4 (+6.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
							12	落石	落石東391～落石西116	水産庁		護岸	◎	－	－	1,190	+4.2～+6.4 (+6.4)		住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
							水産庁				護岸	－	1,800	+2.5～+3.5	1,800	+2.5～+3.5			住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
												消波堤	－	100	+1.5	100	+1.5		住宅地	・現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。
3/3							13	落石西	落石西～落石西	水管理・国土保全局	イ	消波堤	○	1,000	+1.8～+2.2	1,000	+2.8～+4.2		住宅地	・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。 ・現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。
							消波堤					○	600	+2.2	600	+2.2～+4.2				
							14	別当賀	別当賀334～別当賀430	農振局		消波堤	－	4,184	+3.2	4,184	+3.2		農 地	・現在行っている日常巡視・点検により、適切な維持・修繕を行う。
							15	初田牛	初田牛309	水管理・国土保全局		護岸	◎	－	－	170	+4.2～+7.0 (+7.0)		住宅地	・現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
		②	津波に対する配慮	・当ゾーンでは津波多発地帯に面している。低平で人口と資産が	・地域防災態勢の充実のための関係機関との連携。 ・住民の自主防災意識の高揚。															
	環境	①	貴重な鳥獣の生息・繁殖地に配慮した海岸保全	・当海岸には日本有数の自然が手付かずに残っており、エトピリ	・防護の必要性の低い地域では、手付かずの海岸地形を残す。															
						②	海岸景観の保全	・納沙布岬、車石等景勝地が多い。海岸保全施設が景観を損ね	・景勝地における景観に配慮した工法の選択。 ・自然崖地形の優れた景観を残す。						㊦					
	利用	①	海岸の適正な利用	・環境客・つり客が放置するゴミが問題となっている。 ・景勝地を活かした観光スタイルが求められている。	・観光客・つり客にマナーの向上を呼びかけてゆく。 ・既存の計画以外の積極的な利用促進のための整備を抑制する。															







根室ゾーン 図面番号 3/3